平成２７年（フ）第５８２号
東京都国分寺市日吉町４丁目６－51
債務者　向山　暁子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　琢哉
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９２号
神奈川県川崎市高津区明津150－２－102
債務者　山崎　裕八
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　文佳
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９８号
東京都板橋区大山西町18－５－204
債務者　風見　博子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土森　俊秀
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４２号
東京都足立区新田３丁目９－11
債務者　林　修一郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４号
神奈川県藤沢市城南３丁目１－30－201
債務者　笹尾　康生
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　江平
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４８号
東京都町田市南成瀬１丁目４－３－203
債務者　保田　龍夫
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手打　寛規
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７４号
東京都練馬区高松２丁目24－19－202
債務者　松本　久明
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天田　圭介
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９号
東京都新宿区新宿２丁目３－16－1103
債務者　石田貴美子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　献
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２７１号
埼玉県加須市下谷1672番地、旧住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘37－４　ユアーズハイム205号室
債務者　内田　えり
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２９号
さいたま市中央区鈴谷６丁目３番31－301号
債務者　大内　由夫
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３０号
さいたま市中央区鈴谷６丁目３番31－301号
債務者　大内　芳江
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３１号
さいたま市中央区鈴谷６丁目３番31－301号
債務者　大内　哲夫
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
埼玉県蓮田市馬込２丁目140番地　メゾンパル202号
債務者　北村　愛美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県春日部市樋籠1152番地９
債務者　矢代　正則
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８６５号
千葉県市原市椎津621番地４
債務者　金澤のりえ
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７３号
千葉市緑区誉田町１丁目139番地６　ヴェルドミールイマイ105号
債務者　宮川マサ子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９８６号
千葉県八千代市大和田新田950番地２　ルーチェ緑が丘Ｂ棟120号
債務者　日下　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係